

利息の損金算入制限 (過少資本税制と課税所得 ベースでの制限との比較)

KPMG in Mexico

2020年度の税制改正項目のうち多くの日系企業にも影響を与えると想定される課税所得ベースでの利息の損金算入制限（以下、「課税所得ベースでの制限」）ですが、ご存知のとおりこちらの制度は既存の過少資本税制と併用して適用されることになります。すなわち、過少資本税制で計算された利息の損金不算入額と課税所得ベースでの制限で計算された利息の損金不算入額のいずれか大きい金額が税務上損金不算入となります。そこで本ニュースレターにおいては、過少資本税制の概要と課税所得ベースでの制限との違いおよびその留意点について解説いたします。

目次

1. 過少資本税制とは（所得税法 第28条 XXVII）
2. 過少資本税制と課税所得ベースでの制限との比較
3. 損金不算入となった利息に係る負債について
4. 損金不算入となった利息に係る負債の付加価値税（VAT）について

1. 過少資本税制とは（所得税法 第28条 XXVII）

過少資本税制とは、租税回避行為を防ぐことを目的として、海外の関連者へ支払う利息の損金算入を制限する制度となります。すなわち、税率の低い国の親会社や兄弟会社から不要な借入を実行し、支払利息名目で海外に多額の送金を行うことにより利益の付け替えをすることを制限することが過少資本税制の制度趣旨となります。

メキシコ所得税法において、過少資本税制は負債と資本の比率が3:1を超過した場合に適用されます。したがって、債務超過の会社の場合、必ず過少資本税制に抵触することになります。なお、過少資本税制が適用されると、超過分の負債に対応する国外関連者への支払利息が損金否認されることとなります。

過少資本税制については、以下のステップで検討する必要があります。

● 過少資本税制に抵触するかの判定

① 負債限度額の算定

- ✓ 負債限度額は、資本の3倍として算定
- ✓ 資本の金額は、年平均額として算定（（期首残高+期末残高）÷2）
- ✓ 資本の金額は、会計上の資本（会計上の純資産）を元に計算することが原則となりますが、税務上の資本（CUCA+CUFIN）を使用することもできます（ただし、選択後5年間は継続して使用する必要があります）。

② 過少資本税制の対象となる負債の算定

- ✓ 過少資本税制の対象となる負債の範囲は、以下のとおりとなります。
 - 利息が生じる債務（借入金、リース債務など）
 - 外貨建債務（外貨建買掛金、外貨建未払金など）
- ✓ 過少資本税制の対象となる負債は、月次の平均値として算定（月末残高の合計値÷月数）

③ 過少資本税制に抵触するかの判定

過少資本税制の対象となる負債>負債限度額の場合、過少資本税制に抵触することとなります。

● 過少資本税制に基づく損金不算入額の計算

④ 負債限度超過額の国外関連者負債に対する割合の算定

- ✓ 割合は”負債超過額÷国外関連者に対する負債”で算定

⑤ 過少資本税制の対象となる利息の算定

- ✓ 過少資本税制の対象となる利息の算定
 - 国外関連者に対する債務から生じる利息
 - 国外関連者に対する外貨建債務から生じる為替差異

⑥ 損金不算入額の算定

- ✓ 損金不算入額は、⑤の過少資本税制の対象となる利息に④の割合を乗じた金額となります。

(計算例)

	金額
① 負債限度額の算定（資本の3倍）	
(a) 期首純資産	8,000.00
(b) 期末純資産	10,000.00
(c) 年間平均純資産 (c=(a+b)/2)	9,000.00
(d) 負債の資本に対する限度額比率	3
(e) 負債限度額 (e=c*d)	27,000.00
② 過少資本税制の対象となる負債の算定	
(f) 利息の発生する第三者及び国内関連者に対する負債年間平均残高	12,000.00
(g) 利息の発生する国外関連者に対する負債年間平均残高	5,000.00
(h) 第三者及び国内関連者に対する外貨建債務の年間平均残高	8,000.00
(i) 国外関連者に対する外貨建債務の年間平均残高	5,000.00
(j) 過少資本税制の対象となる負債 (j=f+g+h+i)	30,000.00
③ 過少資本税制に抵触するかの判定	
(k) 負債限度額	27,000.00
(l) 過少資本税制の対象となる負債	30,000.00
(m) 負債限度超過額 (m=l-k)	3,000.00
過少資本税制に抵触するかの判定	抵触
④ 負債限度超過額の国外関連者に対する割合	
(n) 負債限度超過額 (n=m)	3,000.00
(o) 国外関連者に対する負債（利付負債+外貨建債務）の年間平均残高 (o=g+i)	10,000.00
(p) 負債限度超過額の国外関連者に対する割合 (p=n/o)	30.00%
⑤ 過少資本税制の対象となる利息の算定	
(q) 国外関連者に対する支払利息	250.00
(r) 国外関連者の外貨建債権・債務から生じた為替差損	750.00
(s) 過少資本税制の対象となる利息 (s=q+r)	1,000.00
⑥ 損金不算入額の算定	
(t) 過少資本税制の対象となる利息 (t=s)	1,000.00
(u) 負債限度超過額の国外関連者に対する割合 (u=p)	30.00%
(v) 損金不算入額 (v=t*u)	300.00

2. 過少資本税制と課税所得ベースでの制限との比較

2020年度税制改正において新たに制定された課税所得ベースでの制限（所得税法 第28条 XXXII）ですが、こちらは現行の過少資本税制を補完する目的として制定されており、損金不算入になる金額は過少資本税制による損金不算入額と課税所得ベースでの制限による損金不算入額のいずれか大きい金額とされています。このように課税所得ベースでの制限と過少資本税制はそれぞれ独立した制度ではなくお互いを補完する関係にありますが、両制度における損金不算入の対象となる利息の定義等いくつかの点で相違がある点および現在取り扱いが不明な点がありますので、以下において比較形式でご紹介させていただきます。なお、本ニュースレターにおいては課税所得ベースでの制限の概要について詳細な説明は割愛させていただきますが、詳細に関してお知りになりたい方は2020年4月22日に配信させていただいたニュースレター「2020年税制改正に関する個別論点解説」において説明しておりますのでそちらをご覧くださいければと思います。

	過少資本税制	課税所得ベースでの制限
支払利息の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国外関連者に対する支払利息のみが対象 ・支払利息は総額ベース 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての支払利息が対象（国内関連者や銀行に対する支払利息も含まれる） ・支払利息は純額ベース
為替差損の取扱い	利息に含まれる	原則としては、利息には含まれない
損金不算入額の計算方法	負債限度超過額の割合をベースに計算	課税所得をベースに計算
損金不算入の適用除外規定	特になし	グループベースでの20M MXNの適用除外額あり
損金不算入額の繰越	繰越できない	10年間繰越が可能

- 支払利息の範囲

上述のとおり、過少資本税制の対象となる利息は、国外関連者に対する支払利息のみが対象となります。また、当該支払利息は（支払利息から受取利息を控除しない）総額が対象となります。一方で、課税所得ベースでの制限の対象となる利息は、国外関連者に限らず、国内関連者や銀行に対する利息等すべての支払利息が対象となります。また、当該支払利息は（支払利息から受取利息を控除した）純額が対象となります。

- 為替差損の取扱い

過少資本税制の対象となる利息には、その利息が発生する借入金のような外貨建債務から生じる為替差損も利息の一部として含めることとなります（所得税法 第8条）。また従来からの重要な論点となっていますが、利息が生じな

い買掛金や未払金といった外貨建債務から生じる為替差損も同様に利息とみなすというSAT側での解釈、実務がなされています。一方で、課税所得ベースでの制限の対象となる利息には、原則為替差損は含まないと規定されていますが、例外として一定の条件を満たす為替差損については当該規制の対象となる利息に含めなければならないとされています。なお、当該一定の条件についての明確な規定がなされていないため、実務上どのように取扱うべきかに関して今後SATから追加のガイダンス等が公表されることが望まれます。このように支払利息の制限を併用して行うための規定において対象となる支払利息の範囲が異なることに違和感があるということと、もし課税所得ベースでの制限規定においても過小資本税制同様に外貨建債務から生じる為替差損も利息に含めなければならないとなった場合は我々により大きな影響が出てくるのが想定されるため、今後の動向に留意することが非常に重要となっております。

- 損金不算入額の計算

上述のとおり過少資本税制においては、損金不算入額は負債超過額の割合をベースに計算されます。一方で、課税所得ベースでの制限においては、税務上の課税所得をベースに計算されます。したがって、仮に赤字が発生している場合は当該規定に抵触する可能性が非常に高くなると想定されます。一方で過少資本税制においては赤字が発生している場合であっても当該規定に抵触しないケースが生じ得ます。

- 損金不算入の適用除外額について

過少資本税制においては、損金不算入の適用除外額を定めた規定はありません。一方で、課税所得ベースでの制限においては、20M MXNの損金不算入の適用除外額が定められています（ただし、20M MXNはグループでの上限額である点に留意が必要となります）。

- 損金不算入額の繰越について

過少資本税制に抵触した場合に損金不算入となった利息については、翌年以降に繰り越すことができません。一方で、課税所得ベースでの制限に抵触した場合に損金不算入となった利息については、翌年以降10年間繰り越すことで将来の課税所得から当該否認額を控除することが可能となります。

3. 損金不算入となった利息に係る負債について

過少資本税制もしくは課税所得ベースでの制限により損金不算入となった利息がある場合、当該利息を発生させている負債については、インフレ損益の計算から除外されず（所得税法 第46条）。よって、もし過少資本税制もしくは課税所得ベースでの制限により損金不算入となった利息があったとしても、当該利息を発生させている負債をインフレ損益の計算から除外することができるため、損金不算入による影響を少し緩和させることとなります。仮にUSD建で借入をしている場合等で利率がインフレ率よりも低い場合においては、結果として逆に税金費用を減額する効果が出る場合も起こり得ます。したがって、過少資本税制や調整後課税所得ベースでの利息の損金算入制限の影響を検討する際は、インフレ損益計算に与える影響も考慮して検討することを推奨いたします。

(数値例)

項目	金額
(a) 借入金	1,000
(b) 当該借入金から発生する利息 (当該支払利息は全額損金不算入と仮定)	100
(c) 課税所得ベースでの制限による税金増加額 (=(a)*30%)	30
(d) 借入金から発生する税務上のインフレ調整益 (=(a)*3%)	30
(e) インフレ調整益がなくなることによる税金減少額 (=(d)*30%)	9
(f) 最終的な税金増加額 (=(c)-(e))	21

4. 損金不算入となった利息に係る負債について

メキシコにおけるVAT法において法人税法上で損金不算入となった項目に関して発生した付加価値税については、還付申請の対象とすることができません。わかりやすい例で申し上げますと、CFDIが発行されなかった旅費に課せられるVATは当該旅費自体が損金否認されるため、そのVATも還付対象から外さなければいけません。したがって、課税所得ベースでの制限に抵触した場合でメキシコ国内で発生しているVATが課せられる支払利息がある場合は、関連する利息から発生しているVATについては還付対象に含めることが出来ない点に留意する必要があります。なお、過少資本税制の対象となる利息は、国外関連者に対するものであるため、当該取引からは基本VATが発生しないと考えられるため、過少資本税制に抵触したとしても当該事項については基本考慮する必要はありません。

またこのようなケースでの実務上の留意点といたしましては、VATの申告は月次ベースとなり、課税所得ベースでの制限については年度をまたいだ確定申告時に計算が行われ金額が確定されることから、VAT申告を行う月次の段階において支払利息に係るVATが損金算入となるか損金不算入になるか判断することができない点にあります。現時点においてこのようなケースで、実務上どのように対応すればよいかについてSATから詳細なガイダンスは公表されていないため、2020年度において課税所得ベースでの制限に抵触する可能性があり、さらに当該ケースが該当する企業の場合は、その実務上の対応について動向を注視することが望まれます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。